

令和8年度長崎県介護福祉士修学資金貸付事業 介護福祉士養成施設在校生向け 募集要項

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

1. 事業目的

この事業は、介護福祉士指定養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に修学資金の貸付を行い、その修学を支援し、長崎県内において介護業務に従事する介護福祉士の確保とその定着を図ることを目的に実施するものです。

2. 対象者

以下の①～④のすべてに該当する方

- ① 介護福祉士指定養成施設（以下「養成校」注1）の在校生で次のアからウのいずれかに該当する方
 - ア) 長崎県内の養成校の在学学生（外国人留学生も含まます）
 - イ) 長崎県外の養成校の在学学生で、長崎県に住民登録（かつ居住）をしている方
 - ウ) 長崎県外の養成校の在学学生で、長崎県内の高校等を卒業し進学のため長崎県から住民登録転出（かつ転居）した方

注1：学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、専修学校（専門課程）に限る

- ② 養成校卒業後に長崎県内で介護福祉士として介護業務等に従事しようとする方

- ③ 家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる方

※ 【家計基準の目安】をご確認ください。

- ④ 次のア、イのいずれかに該当する方

ア) 学業成績等が優秀と認められる方

イ) 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる方

※ 他の国庫補助（生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、専門実践教育訓練給付金等）事業と本貸付金の併用はできません。

※ 日本学生支援機構の奨学金、国の教育ローン等との併用はできますが、本件貸付を含め必要な範囲内に限られます。

※ 高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」を利用する場合は、減免相当額を調整、差引して本件貸付を行います。詳細は後記「4.貸付内容」を参照して下さい。

【家計基準の目安（除く留学生）】

単位：万円

| 世帯人数 | 想定する世帯構成 | (○) が給与所得者の世帯 | (○) が給与所得者以外の世帯 |
|------|----------------------------|----------------|-----------------|
| | | (世帯の年間の給与収入金額) | (世帯の年間の所得金額) |
| 2人 | 本人、親A (○) | 761 | 546 |
| 3人 | 本人、親A (○)、親B (無収入) | 716 | 536 |
| 4人 | 本人、親A (○)、親B (○※1)、中学生 | 803 | 552 |
| 5人 | 本人、親A (○)、親B (○※1)、中学生、小学生 | 905 | 629 |

※1 親Bは、例として、給与所得の場合（左表）は収入300万円、給与所得以外の場合（右表）は所得200万円としています。

※2 表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

※ 本資金の家計基準は、日本学生支援機構の第一種奨学金家計基準に準じて、家計支持者（父母等）の収入金額、世帯人数、被扶養者の就学状況等により判定します。

※ 次の世帯は、高校からの推薦書に記載して下さい。基準を上回っても、対象となる場合もあります。

- 1.ひとり親世帯
- 2.障害者を扶養する世帯
- 3.長期療養者のいる世帯
- 4.単身赴任等の世帯
- 5.自然災害、盗難等の被害世帯等

3. 募集時期・人数

募集期間：令和8年4月1日（水）～5月8日（金）

募集人数：30名程度

- 申請者の家庭状況、学校の推薦内容等を総合的に勘案して、貸付を決定します。

4. 貸付内容

(1) 貸付額は、以下のとおりです。

| | | | |
|------------|----|-------------|--------------|
| 学 費 | 月額 | 50,000 円以内 | |
| 入学準備金 | | 200,000 円以内 | (初回の貸付時に限る) |
| 就職準備金 | | 200,000 円以内 | (最終回の貸付時に限る) |
| 国家試験受験対策費用 | 年額 | 40,000 円以内 | |
| 生活費加算 | 月額 | 巻末別表の範囲内 | |

※ 生活費加算は、入学後居住予定地域、申請時年齢等によって異なります。

※ 生活費加算の利用は、生活保護世帯又はそれに準ずる経済状況の方に限られます。

【特に注意】

※ 高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」を利用できる場合、原則減免制度を利用する必要があります。その場合の貸付額は、上記上限と下記範囲内で調整します。

学費 = (授業料+各校納金) - 授業料減免額、入学準備金 = 入学金 - 入学金減免額

生活費加算は併用不可、就職準備金と国家試験受験対策費用は差引無。

(2) 利子は無利子です。ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。

(3) 貸付期間は介護福祉士養成校に在学する期間が対象です。

5. 連帯保証人

返還債務を負担することができる資力を有する連帯保証人が1人必要です。

※ 申請者が未成年者の場合、連帯保証人は申請者の法定代理人（親権者等）でなければいけません。

※ 法定代理人（親権者等）が返還債務を負担することが困難と見込まれる場合（年収が本件含む奨学金等の概ね2倍以下の場合等）は、別途原則として長崎県内在住の別生計の連帯保証人の追加が必要です。

留学生の連帯保証人は、原則養成校又は卒業後就業予定の事業法人又は各代表者等とします。

※ 財務状況が健全で保証能力を有する必要があります。以下はその目安です（原則全てを満たす）。

【財務状況】①5年以上の業務実績 ②自己資本比率(=自己資本÷総資産)10%以上

【累積保証限度】①(流動資産-流動負債)×20% ②決算時の現預金額 ③被保証人数 10名

◎目安を満たさない場合は、必ず、事前に、県社協へご相談ください

※ 労働基準法 16条「賠償 予定の禁止」、17条「前借金相殺の禁止」に抵触しないよう、修学者の職業選択の自由を妨げない前提で、連帯保証人となられて下さい。

※ **借受人の退学・卒業、退職等により借受人との関係がなくなるなど、変化した場合や帰国等免除要件を満たさない場合でも、債務を負うリスクがあることをご理解のうえ、連帯保証人となられてください。**

6. 返還及び返還猶予、返還免除

養成校在学中又は長崎県内で介護職員等として勤務している間は貸付金の返還は不要（返還猶予）。

養成校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、長崎県内において介護福祉士として介護業務等に**5年（過疎地域等の場合3年）の間、継続して従事したときは、貸付金全額の返還が免除されます。**

この条件に該当しない場合は、貸付金を返還していただくこととなりますので注意して下さい。

※ 介護業務等とは昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める職種又は当該施設の長の業務を指します。

※ 過疎地域等とは、平成21年3月13日厚生労働省告示第83号「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」のことを指します。参考として巻末【参考：過疎地域等の範囲】を記載しておりますが、詳細は県社協ホームページでご確認ください。

7. 申請の手続き方法

- ① 貸付を希望する方は、**在学する養成校**に以下の書類を提出して下さい。

〈留学生以外の場合〉

- (1) 申請書チェックリスト (様式第 1 号)
- (2) 貸付申請書 (様式第 2 号)
- (3) 個人情報の取り扱いについての同意書 (様式第 3 号)
- (4) 推薦書 (様式第 4 号) (養成校に作成を依頼して下さい)
- (5) 調査書 (新入生は高校、2 学年以上は養成校作成のもの)
※ 新入生で日本語学校等卒業生の場合、同校作成のもの
- (6) 住民票 (申請者分：世帯全員及び本籍地の記載があり、かつ個人番号のないもの)
※ 居住地にかかわらず本人、家計支持者 (両親等) 及びその被扶養者全員分が必要です。
- (7) 住民票 (連帯保証人分：世帯全員及び本籍地の記載があり、かつ個人番号のないもの)
※ 上記 (6) 申請者分住民票に記載されている場合、申請者分のみで可。
- (8) 家計支持者 (両親等) の市町村発行の所得課税証明書
※ 所得の有無にかかわらず、原則父母双方が家計支持者になります。所得がない場合も、所得「0円」の証明書が必要です。
※ 必ず市町村の窓口で「課税所得額 (課税標準額)」及び「市町村民税調整控除額」どちらも記載されている証明書の発行を依頼してください。
- (9) 連帯保証人の市町村発行の所得課税証明書 (上記 (8) と同一であれば、提出は不要。)
- (10) 生活費加算を申請する場合
 - 1) 経済状況を証明する書類：
※ 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書や課税・非課税証明書、国民年金保険料免除決定通知、国民健康保険一部負担金減額免除徴収猶予決定通知書等
 - 2) 生活保護世帯の場合のみ：福祉事務所長等の意見書 (自立助長に係る意見)

〈留学生の場合〉 要提出書類：上記 (1) ~ (6)、(10) に加え

【法人・個人保証共通で追加する書類】 以下①~③

- ①在留カード写し、②保証人又はその代表する法人決算書写し (直近 3 年分)、③同法人案内パンフレット (WAM NETやホームページで代用可能な決算書、パンフレットは省略可)

【法人保証の場合、さらに追加する書類】 以下書類④、⑤

- ④履歴事項全部証明書、⑤原本証明した本件保証に係る理事会等議事録の写し

※ 議事録では次の項目の明示が必要です。1) 本件修学資金の借り受けに係る連帯保証であること、2) 申請者氏名、3) 借入申請金額。

※ 法人保証の場合、最終次の書類を提出して下さい。上記 (1) ~ (6)、(10)、①~⑤

【代表者等個人保証の場合、さらに追加する書類】 (7)、(9)

※ 個人保証の場合、最終次の書類を提出して下さい。上記 (1) ~ (6)、(7)、(9)、(10)、①~③

- ② 提出を受けた養成校の方は、**希望者の推薦書 (様式第 4 号)**を作成、添付して、締切日までに到着するように申請して下さい。

- ③ 審査後に提出いただく書類 ※承認後に改めて提出の案内を行います。

(1) 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書

※ 留学生も提出が必要です。

(2) 借用書 (様式第 10 号) / 直筆で住所、氏名を署名、押印。

※ 日付は記入しないで下さい (県社協が、後日に送金日を補記します)。

※ 本人及び連帯保証人は必ず実印を押印して下さい。

※ 借用書の金額 (内訳も含む) を書損じた場合は、再作成して下さい。(修正は不可)

(3) 振込口座通帳の写し (表表紙とその裏の写し)

※ 銀行名・支店名・支店コード、口座番号、カタカナ口座名義が記載されているページをコピーして下さい。

8. 貸付の審査、貸付契約、送金

申請後、審査を行い募集締切後概ね1か月を目途に審査結果を養成校を通じ連絡します。承認後、借入書等の提出を県社協が確認できた場合に、1回目の送金を行います。1回目の送金額は、学費と生活費加算の半年分、入学準備金、国家試験対策費1年分の合計額です。なお、2回目以降は、半期ごと（5月と10月）に送金します。

【例：1回目送金内容（生活費加算がない場合）】

| | | |
|------------|-----------|----------------|
| 学費 | 300,000 円 | （50,000 円×6か月） |
| 入学準備金 | 200,000 円 | |
| 国家試験受験対策費用 | 40,000 円 | |
| 計 | 540,000 円 | |

※高等教育修学支援制度の「授業料等減免」を利用する場合は、金額の調整があります。

9. 注意事項

《日本人在校生、留学生共通》

- ・養成校在学中は在学確認を行い、それにより貸付金を交付します。
- ・退学などにより介護福祉士の資格取得見込がなくなった場合は返還が必要です。
- ・学費の未納や出席・修学状況が芳しくない場合は、送金を猶予する場合があります。
- ・就職後は、毎年1回介護業務に従事している証明書の提出が必要です。

《日本人在校生のみ》

- ・高等教育の修学支援新制度の授業料等減免額が変動した場合は、送金額も変動します。

《留学生のみ》

- ・在留資格の期限更新・変更（留学→介護）時には、更新後の在留カードの写しの提出が必要です。

10. 送付・問い合わせ先

この事業に関する問い合わせ先、申請書の送付先は、次のとおりです。

〒852-8555 長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター2F
社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
welなが（ふくしのお仕事ステーション） 介護貸付担当宛て
E-Mail : kashitsuke@nagasaki-pref-shakyo.jp
TEL 095-846-8656

11. その他

必要な様式は、県社協のホームページアドレスからダウンロードができます。

本件貸付事業の詳細は、ホームページ記載の「手引き」を参照して下さい。

ながさきのふくし 介護福祉士修学資金 [検索](#)

【参考：生活費加算について】

| 申請時年齢 | 級地区分（在校時に居住を予定する地域） | | | | | |
|-------|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 1級地-1 | 1級地-2 | 2級地-1 | 2級地-2 | 3級地-1 | 3級地-2 |
| 19歳以下 | 42,000 | 40,000 | 38,000 | 36,000 | 34,000 | 32,000 |

（単位：円）

※ 級地区分の適用地域は、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」に準ずる。

※ 長崎県内の級地区分は、次の通り。 2級地-1=長崎市、2級地-2=佐世保市・西海市、

3級地-1=諫早市・大村市・長与町・時津町、3級地-2=前記以外の県内市町

【参考：過疎地域等の範囲】

| 市町内の全域が過疎地域等に該当する |
|--------------------------------------------------------------|
| 島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、川棚町、小値賀町、佐々町、新上五島町 |
| 市町内の一部が過疎地域等に該当する |
| 長崎市、佐世保市、諫早市、大村市 |
| 過疎地域等に該当しない |
| 長与町、時津町、波佐見町 |

※詳細は、県社協ホームページでご確認ください。